

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

平成二十八年四月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（台帳附図作成、道路基準点設置並びに二級基準点及び四級基準点の設置）

二 測量の地域 国道一六三号（生駒市北原町〜鹿畑町）

国道二五号（大和郡山市〜北葛城郡王寺町）

国道二五号（山辺郡山添村三ヶ谷）

三 測量の終了年月日 平成二十八年三月二十五日